

(令和6年度 第1回 大阪府 市町村国民健康保険主管課長会議(R6.9.5))【資料2-1】  
(第81回事業運営検討WG(R6.8.23))【資料1-1】

## マイナンバーカードの保険証利用に伴う資格確認書等の取扱いについて

### 1. マイナ保険証を保有していない者及び利用登録解除者に対する資格確認書

#### < 1-1. 資格確認書の交付方法 >

項目		取扱い
資格確認書の交付方法	通常の資格確認書	・有効期限に伴い一斉更新をする通常の資格確認書を郵送する場合は、<簡易書留>または<特定記録>で行うこと。 ・随時発行をする「通常の資格確認書」または「短期の資格確認書」については、窓口での即日交付(手交)を基本とする。
	特別療養費の資格確認書	・「特別療養費の資格確認書」の発行にあたっては、原則、手交とする。

#### < 1-2. マイナンバーカード更新・紛失等における本人申請により交付する短期の有効期限の資格確認書の様式・記載事項・有効期限 >

項目		取扱い
①	様式	短期の通常の資格確認書 ・別添1(カード型), 別添5(はがき型), 別添9(A4型)のいずれかを選択
②	サイズ	短期の通常の資格確認書 ・カード型、ハガキ型、A4型のいずれかを選択する。 ・なお、1-1の「通常の資格確認書」と一見して違いが区別するよう、保険者において工夫をすること(例:すべてカード型だが、短期のものには「短」を押印する)。
③	材質	短期の通常の資格確認書 ・原則、上質紙(135kg)とする。 ・なお、費用が上質紙(135kg)と大差がない場合は、他の素材を使用することも可能とする。
④	色	短期の通常の資格確認書 ・市町村が任意で定める色とする。 ・なお、1-1の「通常の資格確認書」と一見して違いが区別するよう、保険者において工夫をすること(例:すべてカード型だが、短期のものには「短」を押印する)。
⑤	記載事項	短期の通常の資格確認書 <R8.7.31まで> 必須記載事項(高齢受給者証の負担割合及び発行期日を含まない)のみとする。 ・高齢受給者証は現行のものに対応。 ・一体化できる保険者は順次、一体書へ移行していく。 <R8.8.1から> 必須記載事項(高齢受給者証の負担割合及び発行期日を含む)のみとする。 システム改修等の理由により、資格確認書に高齢受給者証の負担割合及び発行期日を記載できない市町村は、統一可能な時期を府へ報告する。
⑥	有効期限	短期の通常の資格確認書 申請理由が解消すると見込まれる期間まで。 ※各市町村が任意で有効期限を設定

### 2. マイナ保険証を登録している者に対する資格情報のお知らせ

項目	取扱い
資格情報のお知らせ	・現時点では統一した共通基準とせず、当面は市町村の任意での対応とする。 ・今後、統一した共通基準とするか否か、交付方法も含め、標準システムに移行する令和8年度までの移行期間中(R8.8月まで)に整理することとし、令和6年度以降に検討していく。

※様式については、「資格確認書の様式等について」(令和5年12月2日付け事務連絡 厚生労働省保険局国民健康保険課)を参照。

## 被保険者証(通常証)及び資格確認書の色

- 被保険者証(通常証)の台紙の色については、大阪府後期高齢者医療広域連合への確認を踏まえて次のとおりとする。(参考3)  
※令和6年12月1日の発行まで。
- また、令和6年12月2日の被保険者証廃止以降の資格確認書についても、同様の取扱いとする。

### 《参考3》被保険者証(通常証)及び資格確認書の台紙の色

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
国保	茶色 (ANTONE724U相当)	緑色 (PANTONE369U相当)	桃色 (PANTONE2353U相当)	水色 (PANTONE299U相当)
後期	水色	だいたい色	緑色	桃色

⇒台紙の色は、令和7年度以降、  
4年のローテーションで回していく

※後期はR4年度特例により被保険者証を2回交付(①R4.8.1水色 ②R4.10.1黄色)